

傍聴をされる皆様へお願い

本日は、清瀬市議会の傍聴^{ぼうちよう}へお越しいただき、ありがとうございます。傍聴規則^{ぼうちよう}に基づき

下記の事項をお守りいただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 傍聴人は、いかなる場合も議場に入ることはできない。
2. 静粛にすること。
3. 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
4. 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
5. 飲食又は喫煙をしないこと。
体調管理等の理由により水分補給が必要な方は、議場（傍聴席）の外でお願いします。
6. その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
7. 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。

この他、傍聴席では、市議会事務局職員の指示に従わなければなりません。

以上の事項をお守りいただけない場合、清瀬市議会傍聴規則の規定に基づき議長の判断により、やむを得ず傍聴席よりご退場いただく場合がありますので予めご了承下さい。